

令和5年度 処遇改善（特定）加算・補助金について

1、介護職員処遇改善加算（交付金）

平成24年4月介護サービス提供分より介護報酬加算金にて、被服費・自己啓発研修参加費・本の購入費・趣味活動費等）として支給する。（介護職・管理職以外は特別給付金として支給する。）

	介護職員	12,000	円/月
※	介護職員以外の職員	10,000	円/月

2、特定処遇改善加算

令和元年10月介護サービス提供分より介護報酬加算金として、「経験・技能がある介護福祉士」を基本とし「その他の介護職員」「その他の職種」に特定処遇改善加算を支給する。

	「経験・技能がある介護福祉士」 10年以上の経験	18,000	円/月
	その他の介護職員	6,100	円/月
	その他の職種	3,000	円/月
※	地域包括支援センター及び 居宅介護支援事業所の職員	2,000	円/月

3、介護職員処遇改善支援補助金（介護職員処遇改善臨時特例交付金）

職員の処遇改善を実施する為、令和4年2月から9月までの間、介護職員処遇改善臨時特例交付金が交付され、同年10月以降は、臨時報酬改定により同様の措置継続予定である。本事業は、令和4年2月及び3月分を一時金として支給し、4月からは毎月の手当として支給する。

	介護職員	5,500	円/月
	介護職員以外の職員	4,500	円/月
※	地域包括支援センター及び 居宅介護支援事業所の職員	4,000	円/月

※対象外の事業所は法人の持ち出しで支給

2023.4.12